

# 中韓 FTA が台湾経済に与える影響と台湾の課題

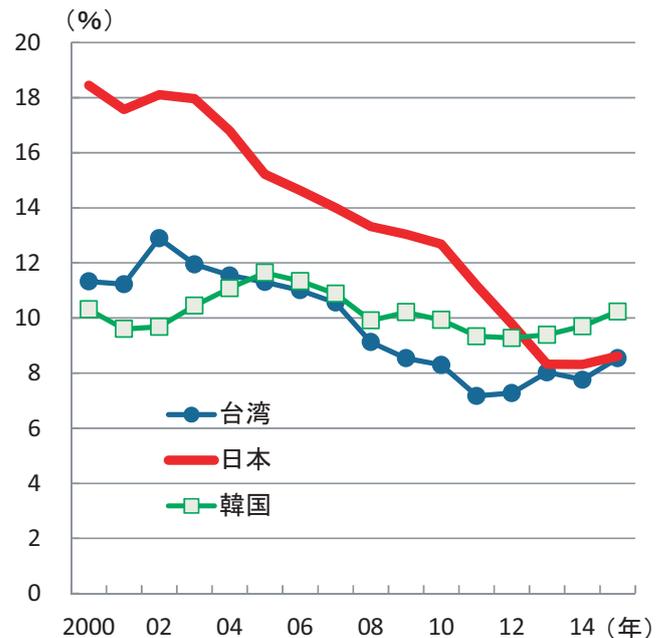
みずほ総合研究所 調査本部アジア調査部中国室長  
伊藤 信悟

## 1. はじめに

馬英九政権は 2008 年 5 月の発足以来、中国との経済関係の強化を通じて台湾経済を活性化させることを政策の柱に据えてきた。実際、中国に対してのみ適用してきた差別的な通商政策の見直し(対中経済関係の「正常化」、中台間の自由貿易協定(FTA)に相当する「兩岸経済協力枠組み協定(ECFA)」の締結、政府関係機関による中台間の産業協力の推進などが馬政権の手によって行われてきた<sup>1</sup>。

これらの政策が、対中経済交流に関わる時間的・金銭的成本の削減、中台間のビジネスマッチングの機会の創出に一定の貢献をしてきたことは紛れもない事実である。ただし、中国の輸入総額に占める台湾製品のシェアは目立った拡大をみせるには至っておらず、韓国製品とのシェアの差は開いたままである(図表 1)。

こうしたなか、2015 年 6 月 1 日、韓国と中国が二国間自由貿易協定の正式署名に至ったと発表した。現在、年内の発効を目指した国内での批准手続きが行われている状況にある。対中輸出の品目構成が台湾と最も似ている韓国が中国と FTA を締結することで、台湾の対中輸出にどの程度の影響が及ぶ可能性があるのだろうか。本稿では、この問題について検討してみたい。また、そうした状況を受けて、馬政権がいかなる政策対応をとろうとしているのかについて整理するとともに、台湾の対中輸出の伸び鈍化の一因として注目が集まっている中国企業のキャッチアップに関する議論を紹介することで、台湾が抱える課題を考察していきたい。



図表 1 中国の輸入総額に占める台湾製品のシェア

(注) 2015 年の数値は 1～6 月の累計値。

(資料) 中国海関総署によりみずほ総合研究所作成

## 2. 中韓 FTA の概要

### (1) 漸進的な自由化という特徴

中韓 FTA が台湾の対中輸出に与える影響を考察するには、同 FTA の下で中国政府がどのような製品に対して、どのようなペースで関税率を引き下げていくのかをみる必要がある。

中国の韓国製品に対する自由化のペースは緩やかである。中国側の韓国に対する自由化度は、発効から 20 年目で、品目ベースで 91%、金額ベースで 85%とはなっているが、中国が韓国製品に対して関税を即時撤廃するのは、品目ベースで全体の 20%、金額ベースで全体の 44%にとどまっている。韓国・EU FTA と比べると、中韓 FTA に

における関税の即時撤廃の割合はかなり低い(EUが韓国製品に対して関税率を即時撤廃するのは品目ベースで全体の90.7%、金額ベースで全体の69.4%)。この数字が示唆するように、中韓FTAは漸進的な自由化を目指したものであるといえることができる。

(2) 関税削減・撤廃スケジュール

中韓FTAの漸進的な自由化という性格は、中国側の輸入関税削減・撤廃の期限設定の種類が非常に多いという点にも現れている。

図表2は、韓国製品に対する中国側の関税削減・撤廃スケジュールのカテゴリーを示したものである。中国側の関税削減・撤廃スケジュールのカテゴリーは、①中韓FTA発効日に関税が即時撤廃される品目、②関税が毎年均等に引き下げられて最終的に撤廃される品目、③関税削減が実施されるものの、撤廃には至らず、関税が残存する品目、④関税削減対象外の品目、に大別できるが、②、③については、関税撤廃までの年限や最終的な関税の削減率などに基づき、さらに細かく分類が施され

ている。後の解説で用いることもあり、譲許表上、関税削減・撤廃スケジュールを示すために使われている記号とその意味について説明しておこう。

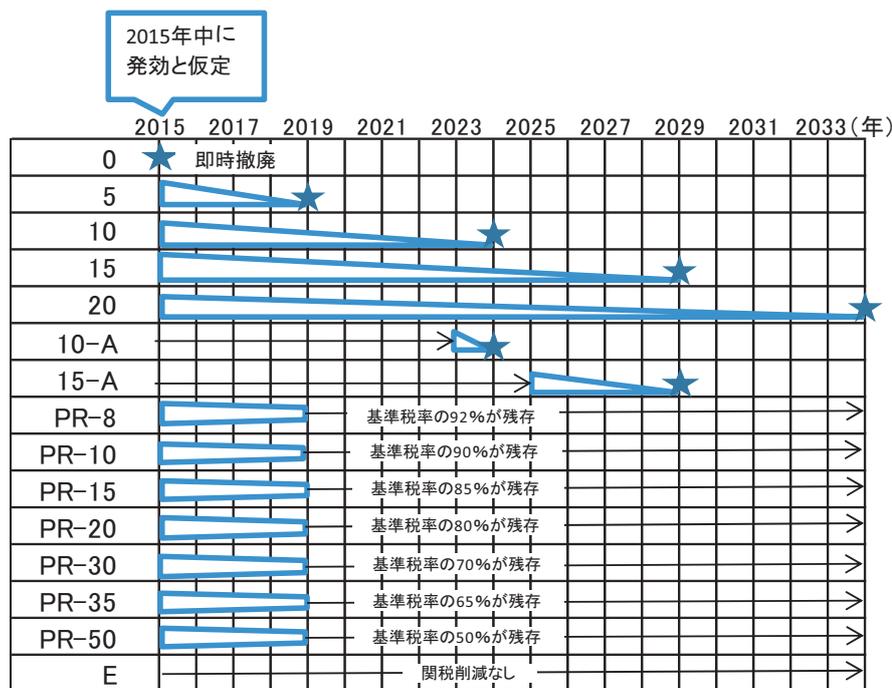
図表2のうち、①に該当する品目は中国側の対韓国譲許表上「0」と表記されている。

②に該当する品目は、「5」、「10」、「15」、「20」、「10-A」、「15-A」と譲許表上、記載されている。それぞれの数字は関税撤廃までの年数を意味しており、例えば「5」であれば、中韓FTA発効年から基準税率が5年間均等に削減されていき、5年目に無税になることを意味する(初回の関税引き下げは発効日、その年を1年目とし、2年目以降は毎年1月1日に関税を削減)。

ただし、「10-A」、「15-A」に分類される品目については例外的な関税引き下げスケジュールが適用される。「10-A」の場合、中韓FTA発効後、8年目までは基準税率のまま関税が据え置かれ、9年目、10年目に関税が均等に削減され、10年目に関税率がゼロとなる。「15-A」の場合には、発効後10年目まで基準税率が維持され、11年目から15年目にかけて関税率が毎年均等に引き下げられていき、15年目に関税が撤廃される。

次に③に該当する品目は、譲許表上「PR-8」、「PR-10」、「PR-15」、「PR-20」、「PR-30」、「PR-35」、「PR-50」で表されている。各数字は発効後5年目時点での関税の削減率を示している。例えば「PR-8」であれば、基準税率の8%分を発効から5年間均等に引き下げていき、5年目の時点で基準税率の92%が残存することを意味する(基準税率が10%の場合、5年目の関税率は9.2%となる)。

最後に、④の関税削減対象外とされている品目は譲許表上「E」



図表2 中韓FTAにおける中国側の輸入関税削減・撤廃スケジュールのカテゴリー概要  
(注) 星印は関税撤廃時点を表す。

(資料) 中韓FTA譲許表よりみずほ総合研究所作成

と表記されている。

### 3. 中韓 FTA が台湾の対中輸出に与える影響

#### (1) 短期的影響

では、中韓 FTA が台湾の対中輸出に与える影響は大きいのだろうか。結論からいえば、少なくとも短期的には影響は限定的なものになると考えられる。その理由は次のとおりである。

第一に、現時点（2015年1月1日）で対中輸出時に台湾製品にかかっている加重平均関税率がそもそも1.6%と非常に低いからである（2014年の品目別対中輸出額を基に算出、図表3）。その理由は、台湾の場合、世界貿易機関（WTO）の情報技

術協定（ITA）で関税がすでに撤廃されている半導体などの IT 関連製品・部品の対中輸出が多いからである。また、ECFA のアーリーハーベスト対象品目の関税率撤廃が 2013 年元旦に完了しているからでもある（2014 年の台湾の対中輸出総額のうち、14.7%がアーリーハーベスト対象品目）。

仮に、韓国の対中輸出品目の構造が台湾と同様だったとした場合、2015 年 1 月 1 日時点で韓国製品に対して中国でかかる加重平均関税率は 2.5%と、台湾の 1.6%よりも高く、また、中韓 FTA 発効後 3 年目においても 2.0%と、台湾から輸出したほうが関税面で有利な状態が保たれる。むしろ、両者の関税率の差は縮まるため、台湾の対中

適用関税率	対中輸出額に占めるシェア				加重平均関税率			
	合計	韓国有利 (APTA譲許税率 適用品目)	台湾有利 (ECFA譲許税率 適用品目)	MFN 適用品目	台湾 (2015年 1月1日 時点)	韓国		
					発効前 (2015年1月 1日時点)	発効時 (1年目)	発効時 (3年目)	
ゼロ関税品目	75.5	—	14.7	60.8	0.0	1.3	1.0	0.9
非ゼロ関税品目	24.5	6.9	—	17.6	6.6	6.3	6.1	5.5
0	0.3	0.1	—	0.2	3.0	2.7	0.0	0.0
5	1.3	0.4	—	0.9	7.0	6.5	5.5	2.8
10	2.5	1.6	—	1.0	8.9	8.4	7.9	6.2
15	4.0	1.2	—	2.9	7.1	6.8	6.4	5.6
20	2.7	2.2	—	0.5	7.7	7.1	7.0	6.4
10-A	8.7	—	—	8.7	5.0	5.0	5.0	5.0
15-A	0.0	—	—	0.0	8.0	8.0	8.0	8.0
PR-8	0.5	0.5	—	—	7.7	7.1	7.1	7.1
PR-10	0.0	0.0	—	—	9.2	8.3	8.3	8.3
PR-15	0.0	0.0	—	—	10.0	8.5	8.5	8.5
PR-20	0.0	0.0	—	0.0	8.6	8.0	7.7	7.3
PR-30	0.5	0.5	—	—	7.9	5.7	5.7	5.6
PR-35	0.4	0.4	—	—	6.7	6.0	6.0	5.2
PR-50	0.0	0.0	—	0.0	8.1	6.2	5.7	4.9
E	3.5	0.1	—	3.4	7.0	6.9	6.9	6.9
合計	100.0	6.9	14.7	78.4	1.6	2.5	2.3	2.0

図表3 台湾の対中輸出の構成と加重平均関税率（韓国との比較）

- (注) 1. 「ゼロ関税品目」は、2014年の中国の対台湾輸入額のうち、2015年1月1日時点でゼロ関税が適用されている品目のシェア。「非ゼロ関税品目」は同非ゼロ関税適用品目のシェア。
2. 「非ゼロ関税品目」のサブ項目の記号は、図表1参照。「対中輸出額に占めるシェア」のサブ項目の数値は2014年の中国の対台湾輸入額のうち、それぞれのカテゴリーに属する品目が占めるシェアを表す。
3. 「APTA」は韓国、中国、インド、スリランカ、バングラデシュ、ラオス間で締結された「アジア太平洋貿易協定」。「ECFA」は中台間の FTA に相当する「経済協力枠組み協定」。「MFN」は WTO メンバーに適用される最恵国待遇税率を指す。なお、韓国、日本、台湾いずれも WTO メンバー。
4. 加重平均関税率は、本表の「台湾」・「韓国」を問わず、2014年の台湾の品目別対中輸出額を基に算出。「韓国」の加重平均関税率の算出に際しては、APTA 譲許税率のほうが中韓 FTA の譲許税率よりも低い場合、前者を採用した。加重平均関税率の算出に際しては、中韓 FTA の中国側譲許表のうち、従量税の品目や単価に基づき関税が変化する品目は除いた。
- (資料) 経済日報出版社「中华人民共和国海关进出口税则各年版」、台湾経済研究院「各國商品進出口統計資料庫」、台湾經濟部 ECFA ウェブサイト (<http://www.ecfa.org.tw/>)、中韓 FTA 譲許表よりみずほ総合研究所作成

輸出に一定の影響は及ぶだろうが、その影響は小さいものにとどまるだろう。

実際、日本と比べても台湾が受ける影響は小さいものになると考えられる。日本の対中輸出製品に適用されている加重平均関税率は2015年元旦時点で6.2%である(2014年の品目別対中輸出額を基に算出)。仮に韓国の対中輸出品目の構造が日本と同じだとした場合、韓国製品に対して中国でかかる加重平均関税率は5.7%とすでに韓国のほうが低い。中韓FTA発効後3年目には韓国製品にかかる加重平均関税率が4.8%に下がる。このように日本との比較においても、中韓FTAが台湾の対中輸出に与える影響は、短期的にみて限定的となりそうだ。

### (2) 品目別にみた短期的影響

品目別にみても、中韓FTAが台湾の対中輸出に与える短期的な影響が大きくないことが確認できる。

台湾の対中輸出上位20品目(2014年、HSコード8桁分類)をみると、そもそもWTOのITAで関税率が撤廃されているものが多い(図表4)。上位3位を占めるIC、第5位のセラミックコンデンサー(多層)、第6位の印刷回路(5層以上)がその典型例である。

また、現時点で関税が適用されている品目をみても、上位20品目のなかには、韓国製品の関税が即時撤廃されるものが見当たらない。

一部の品目は、関税の引き下げ対象となっているが、引き下げのペースはかなり緩やかである。第4位に位置している液晶パネルは、中韓FTAの譲許表上「10-A」とされており、発効後8年目まで関税率が5%で据え置かれる。第8位のABS共重合体(その他のもの)についても、譲許表上の分類は「20」であり、韓国製品に適用される関税率は現行の6%から発効後3年目で5.5%に下がるだけであり、台湾製品の関税率6.5%と

順位	HS	品目名	中国の対台湾輸入額(百万ドル)	シェア(%)	中国の適用関税率(%)		中韓FTA譲許カテゴリ	中韓FTA発効後の適用税率	
					対台湾	対韓国		発効時(1年目)	発効後3年目
1	85423100	IC(プロセッサ・コントローラ)	31,396	20.7	0	0	0	0	0
2	85423900	IC(その他)	19,184	12.6	0	0	0	0	0
3	85423200	IC(記憶素子)	14,485	9.5	0	0	0	0	0
4	90138030	液晶パネル	13,242	8.7	5	5	10-A	5	5
5	85322410	セラミックコンデンサー(多層)	2,124	1.4	0	0	0	0	0
6	85340010	印刷回路(5層以上)	1,830	1.2	0	0	0	0	0
7	29024300	バラキシレン	1,824	1.2	0	2	E	2	2
8	39033090	アクリロニトリル-ブタジエンスチレン(ABS)共重合体(その他のもの)	1,609	1.1	6.5	6	20	6.0	5.5
9	85177030	携帯電話用部品	1,568	1.0	0	0	0	0	0
10	85414020	光電池	1,437	0.9	0	0	0	0	0
11	85423300	IC(増幅器)	1,420	0.9	0	0	0	0	0
12	85414010	発光ダイオード	1,402	0.9	0	0	0	0	0
13	85340090	印刷回路(4層以下)	1,393	0.9	0	0	0	0	0
14	29053100	エチレングリコール(エタンジオール)	1,335	0.9	5.5	5.5	E	5.5	5.5
15	84733090	コンピュータ用の部分品及び附属品	1,326	0.9	0	0	0	0	0
16	85419000	半導体デバイス、光電性半導体デバイス、発光ダイオード及び圧電結晶素子の部分品	1,240	0.8	0	0	0	0	0
17	90139020	液晶パネルの部分品	1,129	0.7	8	8	15	7.4	6.4
18	90012000	偏光材料製のシート及び板	1,123	0.7	8	7.6	10	7.2	5.6
19	29012200	プロペン(プロピレン)	1,018	0.7	0	2	10	1.8	1.4
20	85412900	トランジスタ(定格消費電力が1ワット以上のもの)	951	0.6	0	0	0	0	0

図表4 台湾製品に対する中国の輸入関税適用状況(上位20品目)

- (注) 1. 濃い網掛けは、台湾製品に対する中国の適用関税率がゼロではない品目、薄い網掛けは、ECFAですでに台湾製品にゼロ関税が適用されている品目、網掛けなしは中国がWTOメンバーにゼロ関税を適用している品目。  
 2. 「シェア」は、中国の対台湾輸入総額に占める当該品目のシェア(2014年)。  
 3. 「中国の適用関税率」は2015年1月1日時点。

(資料) 経済日報出版社「中华人民共和国海关进出口税则各年版」、台湾経済研究院「各国商品進出口統計資料庫」、台湾經濟部ECFAウェブサイト(<http://www.ecfa.org.tw/>)、中韓FTA譲許表よりみずほ総合研究所作成

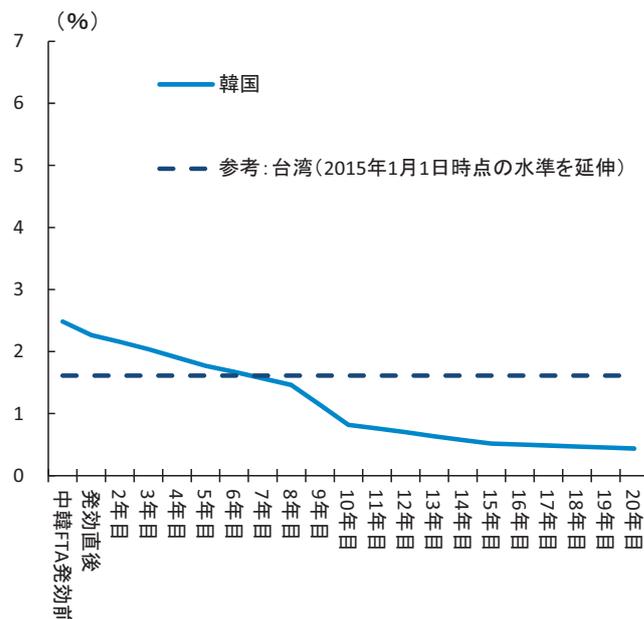
の差がそれほど大きく開くわけではない。

さらには、ITA に 201 品目を新たに加えるとの合意（いわゆる「ITA II」）が 2015 年 7 月に結ばれたことも、中韓 FTA が台湾の対中輸出に与える影響を弱めることにつながるだろう。この 201 品目の中に、液晶パネルの部分品（台湾の第 17 位の対中輸出品目）の一部、偏光材料製のシート及び板（同第 18 位）が含まれているからである<sup>2</sup>。中国、台湾も韓国や日本などともに、この ITA II に参加しているため、これらの台湾製品に中国で課せられる関税率が ITA II 発効後 3 年以内に撤廃されることになりそうだ。なお、発効時期に関しては、個別品目の関税削減スケジュールをめぐる交渉を 2015 年 12 月 15 日までに終え、2016 年 7 月 1 日に発効させることが目標にされていると伝えられている<sup>3</sup>。

### （3）台湾の対中輸出への中長期的影響

このように、短期的にみれば、中韓 FTA が台湾の対中輸出に与える影響は限定的なものにとどまると考えられるが、中台間の物品貿易協定の締結が遅れ、中長期にわたって ECFA の拡充が図られなければ、中韓 FTA の影響は徐々に強まっていくことになるだろう。

図表 5 は、韓国の対中輸出構造が台湾のそれと同じだとした場合に、中韓 FTA の発効後、中国における韓国製品の加重平均関税率がどのようなペースで低下していくかを試算し、現在の台湾の対中輸出製品の加重平均関税率と比較したものである。これをみると、中韓 FTA 発効後 7 年目で韓国製品の加重平均関税率は 1.6% に下がり、台湾に追いつく。その後、9 年目になると、譲許表上「10-A」に分類されており、台湾の第 4 位の対中輸出品目である液晶パネルの関税率の削減が始まり、10 年目に撤廃されることになる。それが主因で、韓国製品の加重平均関税率は 9 年目から 10 年目にかけて大きく下がることになる。しかも、液晶パネルは、中国の反対により ITA II の対象



図表 5 台湾の対中輸出製品の加重平均関税率（韓国製品との比較）

（注）加重平均関税率は、2014 年の台湾の品目別対中輸出額を基に算出。「韓国」は、仮に韓国の対中輸出品目構造が台湾と同様だったとした場合に韓国製品にかかる加重平均関税率。

（資料）経済日報出版社「中华人民共和国海关进出口税则各年版」、台湾經濟研究院「各國商品進出口統計資料庫」、台湾經濟部 ECFA ウェブサイト (<http://www.ecfa.org.tw/>)、中韓 FTA 譲許表よりみずほ総合研究所作成

品目から外れたため、台湾が中国と物品貿易協定の締結を通じて関税の引き下げを図らない限り、台湾製の液晶パネルに適用される関税率が据え置かれたままとなる。

液晶パネル以外の製品についても、年を追うごとに韓国製品に対する中国の適用関税率が下がっていくため、影響を受けやすくなっていくだろう。

## 3. 馬政権の認識と政策対応

### （1）中韓 FTA の影響に対する馬政権の認識

馬英九政権も、中韓 FTA に基づく関税率の引き下げが台湾に甚大な影響を与える可能性はないと判断している（經濟部国際貿易局プレスリリース<sup>4</sup>）。しかし、関税率の引き下げが行われる以

上、影響は皆無ではないため、産業界は注意する必要があると述べている。とくに中国で10~35%という高めの関税率が適用されている繊維製品、鉄鋼製品など成熟産業への影響が懸念されている<sup>5</sup>。

また、馬政権は、中長期的にみれば、韓国に代替される台湾の輸出額が23億~60億米ドルに達するため、中韓FTAの影響を過小評価してはならないと述べ<sup>6</sup>、警戒を呼び掛けている。

本稿では分析対象外とした非関税障壁の分野についても、馬政権は悪影響を懸念している。具体的には、食品や化粧品、電気製品、自動車部品等の基準認証面での優遇措置が韓国に与えられることが警戒されている<sup>7</sup>。また、中韓FTAで韓国企業に対する中国のサービス市場の開放が進むことにも、馬政権は危惧を示している。中台間のサービス貿易協定は2013年6月に締結されたものの、台湾内での批准手続きが2013年3月に発生したひまわり学生運動を機に止まっており、発効の見通しが立っていないからである。しかも、中韓FTA発効から2年以内に、中韓はサービス貿易のさらなる開放のための交渉を実施することで合意している。そのため、馬政権は、台湾に残された時間的な猶予は少ないと述べ、サービス貿易協定の迅速な批准を呼び掛けている。

## (2) 馬政権の対応策

馬政権の任期は残り1年を切ったが、中韓FTAの締結などによる輸出環境の悪化の影響を弱めるため、中国との物品貿易協定の締結を急いでいる。2011年2月以来、物品貿易協定の交渉が行われているが、まだ締結には至っていない。馬政権は、中韓FTAで韓国側が享受した以上の優遇措置を中国から得ることを目標に据えて

いる。とりわけ、液晶パネル、石油化学、自動車・同部品、工作機械などの分野で中国側の妥協を迫っている模様である。

また、環太平洋経済連携協定(TPP)、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)といった地域経済統合への参加準備を進めることも通商政策上の目標に掲げられている。馬政権は、TPPに台湾が加盟した場合、台湾のGDPは約2%拡大するとの試算を発表している(図表6)。他方、加盟できなければ、台湾のGDPは0.27%縮小するとしている。TPPの拡大交渉が終了していないため、台湾がTPPに現時点で加盟申請することはできないが、高度な市場開放を求められるTPPに参加した場合に想定される悪影響を極小化できるよう農業の競争力強化、製造業のイノベーション促進・ブランド力強化のための施策を打ち出している。その他、サービス産業のさらなる開放に向けた事前調査の実施、地域経済統合参加の必要性に関する台湾内での広報活動強化、TPP・RCEPへの台湾の参加に対する他国からの支持獲得などに取り組む方針である<sup>8</sup>。

これらの対応に加えて、馬政権は他国とのFTA交渉にも引き続き注力していく構えである。

## 4. 台湾の抱える課題

### (1) 対中経済協定をめぐる内部対立

これらの政策を前に進めていくうえで様々な課

経済指標	台湾が TPP に加盟した場合		台湾が TPP に未加盟の場合	
	変化率 (%)	変化値 (百万米ドル)	変化率 (%)	変化値 (百万米ドル)
GDP	1.95	7,801	▲0.27	▲1,091
総生産額	1.91	17,500	▲0.13	▲1,230
総就業者数	0.65	65,219(人)	▲0.07	▲7,038(人)
輸出総額	5.65	15,844	▲0.13	▲394.31
輸入総額	7.61	16,351	▲0.28	▲591.66

図表6 TPPへの加盟の有無が台湾経済に与える影響

(注) 2013年に台湾経済部が中華経済研究院に委託した研究成果。

(資料) 楊珍妮「加入 TPP 與 RCEP 我們做得到!」2015年4月21日によりみずほ総合研究所作成

題があるが、中韓 FTA がもたらす悪影響の緩和という点からみた場合、ECFA の拡充をめぐる台湾内の対立の克服が最も重要な課題だといえよう。

上述のとおり、2014 年 3 月に発生したひまわり学生運動の結果、中国との協定締結に対する民主的なコントロールを強化するために「兩岸協議監督管理条例」を可決し、その後にサービス貿易協定の批准審議を行うこととなった。しかし、立法院の 2015 年下期の会期は予算の集中審議が充てられる予定でもあり、同条例が馬政権の任期中に可決される可能性は極めて低い模様だ。そのため、サービス貿易協定が早期に批准される可能性は低い。そうである以上、物品貿易協定が中国との間で仮に締結されたとしても、早期の批准は困難だろう。

また、2016 年 1 月には総統選挙、立法委員選挙が控えている。主権問題をめぐって中国側との見解の差が大きい民主進歩党が政権の座を射止めた場合には、ECFA の拡充に向けた交渉スピードが落ちるリスクがある。他方、中国国民党や親民党が勝利した場合には、サービス貿易協定や物品貿易協定に対する激しい反対も台湾内でみられるなか、いかにこれらの協定への支持を高めていくかが問われることになるだろう。

## (2) 求められる台湾の産業競争力強化

### ～「紅色供應鏈」の脅威～

もう一つ大きな課題がある。台湾の産業競争力の強化である。その理由は、TPP・RCEP 加盟の推進、ECFA 拡充に対する台湾内部のコンセンサスを形成するには、これらの協定締結による市場開放がもたらす衝撃に耐えられるとの自信を台湾企業・就業者が高めることが必要だからである。

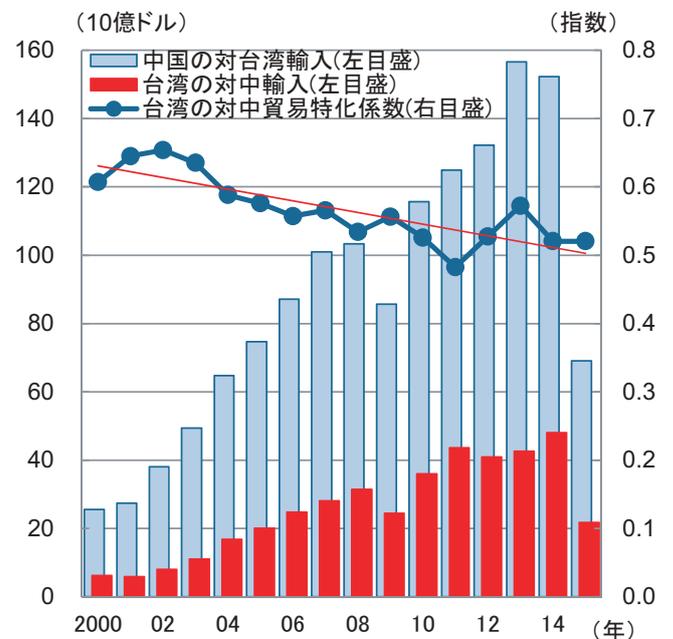
しかし、最近では、台湾の産業競争力の低下を懸念する声が強まっているように見受けられる。

例えば、韓国製品と比べた場合の競争力の低下である。第一に、冒頭でみたように、中国の輸入総額に占める台湾製品のシェアは、長年韓国製品と比べて低い状態に置かれている。第二に、台湾の

主力産業である液晶パネル産業をみても、技術の面で韓国企業に遅れを取っている。第三に、半導体製造業においても、韓国企業のキャッチアップが顕著となりつつある。サムスン電子が 2015 年 1 月に 14 ナノのシステム LSI の量産を開始し、初めて TSMC に先行した<sup>9</sup>。TSMC は 10 ナノの量産に向けた投資に踏み切ったが、サムスン電子、さらには米国のインテルも同様の動きをみせており、激しい鏝迫り合いが展開されるようになっている。

韓国企業の脅威に加え、中国企業のキャッチアップの脅威も指摘されるようになっている。

台湾の対中輸出競争力を示すために、台湾の対中貿易特化係数を計算すると、低下傾向がみられる(図表 7)。業種別にみると、2007～2013 年の間に、金属製品、繊維製品、皮革製品などで特化係数が大きく落ちている。対中輸出額の大きい電気機械、化学製品、精密機器、一般機械については、特化係数にまだ大きな変化はみられない。



図表 7 台湾の対中貿易特化係数

(注) 台湾の対中貿易特化指数 = (中国の対台湾輸入 - 台湾の対中輸入) / (中国の対台湾輸入 + 台湾の対中輸入)。2015 年は 1～6 月の累計値。

(資料) 台湾財政部統計處、中国海関総署によりみずほ総合研究所作成

しかし、最近では様々な IT 製品・部品で中国企業の競争力が上がっており、サプライチェーンごと台湾企業が中国企業にとって代わられるのではないかと懸念する声が高まっている。いわゆる「紅色供應鏈」の脅威である。

例えば、中国系液晶パネルメーカーの設備投資増強の動き、アップルによる中国系メーカーからのバッテリー、アンテナ、コネクタケーブル、音響部品などの調達増加の噂などが「紅色供應鏈」の脅威の事例として指摘されている。また、半導体デザイン、半導体パッケージング分野でも、中国企業が積極的な買収攻勢や人材引き抜き、特許購入などにより、競争力を強めつつあると指摘されている。しかも、こうした動きの背後には、中国政府による資金的な援助があるとみられており、それが中国企業との競争をさらに激しいものにしてるとも指摘されている。

馬政権はこうした動きを受け、短期的な輸出促進策に加え、産業競争力強化に向けた対策を強化する方針である。とりわけ 2015 年 6 月の台湾の輸出総額が前年比 13.9% 減と、大きな落ち込みをみせたことが馬政権の危機感を強めた模様である。

現在、經濟部が短期的な施策として、外国での台湾製品のプロモーション活動、工場設備一括輸出に対する支援、輸出に対する金融面での支援を強化することを検討している。それに加えて、産業競争力強化策の一環として、新興産業の育成に資するインキュベーションメカニズムの構築策が検討されている。スマートシティー、クラウド、モノのインターネット (IoT)、ビッグデータなどが重点分野に指定されるとともに、IT の高度活用による製造業の自動化推進等を主体とする「生産力 4.0」の推進にも力が入られる方針だ<sup>10</sup>。

このように、いかに台湾の産業競争力を強化していくか、官民挙げた努力が求められている状況にある。2016 年 1 月の総統選挙、立法委員選挙でも対中関係のあり方が最も注目を浴びる争点とな

ろうが、対中経済交流を加速させるにせよ、あるいは、そのペースを緩やかにするにせよ、産業競争力強化という課題を避けては通れない。この課題に対して、いかなるソリューションが提供されるのか。それが日本企業の台湾ビジネスにも影響を与えずにはおかないだけに、産業政策をめぐる論争の行方が注目される。

<sup>1</sup> これら馬政権の「中国活用型発展戦略」の進展が顕著だったのは同政権の第 1 期である。これらの政策の概要については、伊藤信悟「2 期目を迎えた馬英九政権の課題」(公益財団法人『交流』2012 年 6 月、No.855)を参照されたい。

<sup>2</sup> WTO, "Declaration on the Expansion of Trade in Information Technology Products," WT/L/956, July 28, 2015 ([https://www.wto.org/english/news\\_e/news15\\_e/wt-l-956\\_e.pdf](https://www.wto.org/english/news_e/news15_e/wt-l-956_e.pdf), 2015 年 8 月 2 日アクセス)。

<sup>3</sup> 經濟部國際貿易局「49 個 WTO 會員同意簽署擴大資訊科技協定」2015 年 7 月 30 日 (<http://www.trade.gov.tw/CWTO/Pages/detail.aspx?nodeID=751&pid=530291>, 2015 年 8 月 2 日アクセス)。

<sup>4</sup> 經濟部國際貿易局「陸韓自由貿易協定(FTA)對我經貿影響之說明」2015 年 7 月 2 日 ([http://www.trade.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeID=829&pid=527570&dl\\_DateRange=all&txt\\_SD=&txt\\_ED=&txt\\_Keyword=&Pageid=0](http://www.trade.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeID=829&pid=527570&dl_DateRange=all&txt_SD=&txt_ED=&txt_Keyword=&Pageid=0), 2015 年 8 月 2 日アクセス)。

<sup>5</sup> 楊珍妮「加入 TPP 與 RCEP 我們做得到！」2015 年 4 月 21 日 ([http://www.trade.gov.tw/App\\_Ashx/File.ashx?FilePath=../Files/Doc/d58a3242-b1a5-4e7d-8e4b-3cf5e491631d.pptx](http://www.trade.gov.tw/App_Ashx/File.ashx?FilePath=../Files/Doc/d58a3242-b1a5-4e7d-8e4b-3cf5e491631d.pptx), 2015 年 8 月 2 日アクセス)。

<sup>6</sup> 前掲、經濟部國際貿易局「陸韓自由貿易協定(FTA)對我經貿影響之說明」2015 年 7 月 2 日。

<sup>7</sup> 前掲、「加入 TPP 與 RCEP 我們做得到！」2015 年 4 月 21 日。

<sup>8</sup> 同上。

<sup>9</sup> 「[毎日経済]韓国・台湾メーカー激突 10 ナノ LSI 量産へ総力戦」(『日本経済新聞』朝刊、2015 年 7 月 17 日)。

<sup>10</sup> 經濟部國際貿易局「6 月我出口下滑 2 位數, 經濟部提出短中長期因應措施」2015 年 7 月 13 日 ([http://www.trade.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeID=829&pid=528429&dl\\_DateRange=all&txt\\_SD=&txt\\_ED=&txt\\_Keyword=&Pageid=0](http://www.trade.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeID=829&pid=528429&dl_DateRange=all&txt_SD=&txt_ED=&txt_Keyword=&Pageid=0), 2015 年 8 月 2 日アクセス)。